

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

# 中華人民共和国

食品表示

1. 食品表示に関する一般基準.....	1
2. 食品の表示要件.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

中国では、「2015年食品安全法」により、包装前の食品には以下の情報の表示が義務付けられている。

- ① 名前、仕様、正味容量、および製造日。
- ② 成分または配合表
- ③ 製造者の名前、住所、連絡先情報
- ④ 賞味期限
- ⑤ 製品規格番号
- ⑥ 保存条件
- ⑦ 国家の基準で使用されている食品添加物の一般名
- ⑧ 製造許可番号(輸入品の場合は施設登録番号)
- ⑨ 法令、食品安全基準に記載すべきその他の事項  
乳幼児およびその他の特定の集団専用の主食および補助食品のラベルにも、主な栄養素とその含有量を記載するものとする。

食品の安全性に直接影響を与えるものではないが、食品表示は輸入検査当局からコンプライアンス違反の主な原因の一つとして報告されており、多くの消費者から苦情が寄せられている。

## 1. 食品表示に関する一般基準

ラベル表示に求められる様式や内容は、以下の具体的な基準で定められている。

基準番号	基準名(中国語)	基準名(日本語)
GB77182011	预包装食品标签通则	包装済み食品の表示に関する一般規則
GB280502011	预包装食品营养标签通则	包装済み食品の栄養表示に関する一般規則
GB299242013	食品添加剂标识通则	食品添加物製剤の一般表示規則
GB134322013	预包装特殊膳食用食品标签	特別食用包装済み食品の表示

## 2. 食品の表示要件

### 1) 基本要件

食品表示の基本要件は、「包装済み食品の表示に関する一般規則(预包装食品标签通则)(GB77182011)」において、以下のように定義されている。

- 法令の規定および対応する食品安全基準の規定に従うこと。
- 明確で人目を引く、耐久性のあるものであり、購入時に消費者が容易に認識でき、読み取れるものでなければならない。
- 理解しやすく、科学的根拠に基づいたものでなければならず、封建的な迷信、わいせつ、他の食品の誹謗中傷、栄養学の常識に反する内容を示すものであってはならない。

- 真実で正確なものでなければならず、虚偽、誇張、消費者の誤解を招くような方法で食品を紹介したり、言葉や図表で欺いたりしてはならない。(文字の大きさや色の違いを利用して、消費者に誤解を与える)
- 消費者が、直接的に、または暗示的な言語、グラフィックス、シンボルによって、食品または特定の性質の食品を他の製品と一緒に購入するように誤解されてはならない。
- 予防や治療の効果があることを表示したり、暗示したりしてはならず、非保健食品は健康管理の効果があることを表示したり、暗示したりしてはならない。
- 食品やその包装(容器)から分離してはならない。
- 標準的な中国語の文字を使用するものとする(商標を除く)。装飾的な役割を持つ様々な芸術的な文字は、正確に書かれ、容易に認識できるものでなければならず。
  - ✓ ピンイン表記(拼音)または少数民族の文字を同時に使用することができ、ピンイン表記は対応する中国語の文字より大きくてはならない。
  - ✓ 外国語を同時に使用してもよいが、中国語との対応があることが望ましい(商標、輸入食品の製造者と住所、外国の販売店の名称と住所、ウェブサイトのアドレスを除く)。すべての外国語は、対応する中国語の文字よりも大きくてはならない(商標を除く)。
- 包装済み食品のパッケージまたは最大表面積が 35 cm<sup>2</sup>を超える包装容器には、テキスト、シンボルなどの内容物の表示が義務付けられている。文字、記号、数字の内容を表示する義務は、高さが 1.8mm 以上でなければならない。
- パッケージの販売単位には様々な種類が含まれており、複数の独立したパッケージは別々に食品を販売することができ、個別にパッケージ化された食品の表示は別個に表示するものとする。
- 外部包装が容易に開封、または外部包装を通してすべての必須表示内容または必須表示内容の一部について内包物(容器)を明確に識別できる場合、外部包装で表示内容を繰り返す必要はない。そうでない場合は、必要に応じてすべての必須表示情報を外部包装に表示する必要がある。

## 2) 消費者に直接提供される包装済み食品の表示内容

消費者に直接提供される包装食品のラベルには、食品の名称、原材料のリスト、正味の含有量および仕様、生産者および/または販売業者の名称、住所および連絡先、製造日および保存期間、保存条件、食品製造許可番号、製品ラベルを含まなければならない。

以下に、各表示項目の要求事項を記す。項番は、「包装済み食品の表示に関する一般規則(预包装食品标签通则)(GB77182011)」の項番と合致する。

### 4.1.2 食品名

4.1.2.1 食品の固有名称は表示中の目立つ場所に提示しなければならず、食品の真実の性質を明瞭に示すものでなければならない。

4.1.2.1.1 特定の食品に関して国、業界、または地域の標準下で1つまたは幾つかの名称が確立されている場合、これらの名称のうちの1つまたは同等の名称を選んで使用しなければならない。

4.1.2.1.2 このような名称が存在しない場合、消費者の誤解および混乱を招かない一般名または通称を用いなければならない。

4.1.2.2 セクション 4.1.2.1 に述べた名称の1つが同一の表示パネルに示されている場合、造語や独創的な語、翻訳語による名称、商標名、民俗的名称、または登録商標を使用してもよい。

4.1.2.2.1 造語や独創的な語、翻訳語による名称、商標名、民俗的名称、または登録商標に誤解を招く語また

は用語が含まれている場合、同一の表示パネルのこの名称のごく近くに同一の文字のサイズで、当該食品の真の性質を示す固有名称を記載しなければならない。

4.1.2.2 食品の真の性質を示す固有名称が、文字のサイズが異なるために食品の性質について誤解を招くものである場合、この固有名称は同一の文字のサイズを用いて記載しなければならない。

4.1.2.3 食品の真の性質および物理的条件、または食品の調整方法に関して消費者の誤解および混乱を避けるために、ラベルの食品名の前または後に、必要に応じて乾燥、濃縮、還元、くんせい、油で揚げた、粉末状、粒状などの語句を追加して記載しなければならない。

#### 4.1.3 材料リスト

4.1.3.1 包装済み食品の表示には材料リストを明記しなければならない。材料リスト中の材料についてはセクション 4.1.2 に従って固有名称を用いなければならない、食品添加物についてはセクション 4.1.3.1.4 に従う名称を用いなければならない。

4.1.3.1.1 材料または材料リストという語は、材料リストを明示する語である。調製過程で用いた原料が他の材料に転化している場合(ワイン、醤油、食酢などの発酵製品を指す)、原料または原料および補助的物質を材料の代わりに用いてもよく、材料リストには種々の原料、補助的物質、および食品添加物を、本基準の関連条項に従って記載しなければならない。加工助剤は記載しなくともよい。

4.1.3.1.2 食品の製造または調製中に用いられた材料は全て重量の多い順に記載しなければならないが、食品の 2%未満を構成する材料は多い順に記載しなくともよい。

4.1.3.1.3 材料自体が 2 つ以上の材料(複合食品添加物を除く)から成る製品である場合、これらの複合材料は、リストにおいて一次材料のすぐ後のカッコ内に比率の高い順に併記されるならば、明記してもよい。複合材料(この名称が国、業界、および地域の標準で確立されている)が食品の 25%未満を成す場合、この一次材料は明記しなくともよい。

4.1.3.1.4 食品添加物の名称は GB 2760 に従って一般名で明記しなければならない。食品添加物の一般名は食品添加物の固有名称で記載しても、食品添加物のクラス名で記載しても、食品添加物の固有名称および国際コード(国際番号システム[INS]番号)を同時に記載してもよい(記載方法については付録 B を参照されたい)。同一の包装済み食品のラベルでは、食品添加物を記載する形式を 1 つ選択しなければならない。食品添加物のクラス名および国際コードを同時記載する方法を採用する場合、かつ食品添加物の中で関連する国際コードがない、もしくはアレルギーの要件がない場合は、食品添加物の固有名称を記載してもよい。食品添加物の名称にその製造方法は含まれない。食品の 25%未満を成す複合材料中の食品添加物は、GB 2760 に定める導入原則に従い、かつ最終製品に技術的機能を発揮しない場合、記載しなくともよい。

4.1.3.1.5 食品の製造または調製中に添加した水は、材料リストに記載しなければならない。製造中に蒸発する水または他の揮発性材料は記載しなくともよい。

4.1.3.1.6 摂食可能な包装物も、省の法規の条項で別途定める場合を除き、材料リストに記載しなければならない。

4.1.3.2 以下の食品材料は表 1 に従って記載してもよい。

表 1

材料の種類	表示
オリーブ油以外の植物油または精製植物油	「植物」または「精製」という語を伴う「油」、場合に応じて「水素化」または「部分水素化」という語を追加してもよい。
化エデンブン以外のでんぷん	「でんぷん」
食品中に重量で 2%以下の比率で単一でまたは組み合わせられて用いられる全ての香辛料および香辛料抽出物	場合に応じて「香辛料(1 つ)」、「香辛料(複数)」または「混合香辛料」
チューインガムのガムベースの製造に用いられる全てのタイプのガム調整品	「チューインガムベース」、「ガムベース」

食品中に重量で 10%以下の比率で用いられる全ての保存加工果実	「砂糖漬け果実」「保存加工果実」
食品着香料、香料	「食品着香料」、「食品香料」、「食品着香料および食品香料」

#### 4.1.4 材料の量的表示

4.1.4.1 1つ以上の価値や特徴のある材料または成分の存在または添加を食品表示で特に強調する場合、強調する材料を製造時に添加した際の比率、または強調する成分の含有量を記載しなければならない。

4.1.4.2 1つ以上の材料または成分の含有量が低いことを食品表示で特に強調する場合、強調する材料または成分の最終製品における比率を記載しなければならない。

4.1.4.3 食品名の中での特定の材料または成分についての記載自体は、特に強調することには当たらない。

#### 4.1.5 正味重量

##### および構成

4.1.5.1 正味重量の記載は、正味重量、数字、および公的測定単位を用いて行わなければならない(記載方式については GB 7718—2011 付録 C を参照)。

4.1.5.2 包装済み食品の正味重量は、公的測定単位に従い、以下の方法で記載しなければならない。

a)液体食品の場合、容量(L)(l)、(mL)(ml)、または重量(g)、(kg)

b)固体食品の場合、重量(g)、(kg)

c)半固体または粘性食品の場合、重量(g)、(kg)、または容量(L)(l)、(mL)(ml)

4.1.5.3 正味重量の測定単位は、表 2 に従って記載しなければならない。

表 2

測定方法	正味重量 Q の範囲	測定単位
容量	Q < 1,000 ml	毫升(mL) (ml)
	Q ≥ 1,000 ml	升 L (l)
重量	Q < 1,000 g	克(g)
	Q ≥ 1,000 g	千克(kg)

4.1.5.4 正味重量を記載する最小フォントサイズについては、表 3 に従わなければならない。

表 3

正味重量 Q の範囲	フォントの最低の高さ(mm)
Q ≤ 50 mL; Q ≤ 50g	2
50 mL < Q ≤ 200 mL; 50 g < Q ≤ 200g	3
200 mL < Q ≤ 1L; 200 g < Q ≤ 1 kg	4
Q > 1 kg; Q > 1L	6

4.1.5.5 食品の正味重量および名称は包装(容器)の同一表示パネルに記載しなければならない。

4.1.5.6 固体食品が液体中に收容されて固体食品が主原料である場合、正味内容量の記載に加え、水を切った(固体)内容量も重量または比率で記載しなければならない(記載形式については GB 7718—2011 付録 C を参照)。

4.1.5.7 小単位の包装済み食品を收容した包装済み食品の場合、キャンディ、小袋入りクッキー、袋入り砂糖漬け果実などの内部包装食品が個別に販売されない場合を除き、正味重量の記載に加えて構成についても外部包装

に記載しなければならない。

4.1.5.8 構成に関する記載は、包装済み食品の正味重量および内部の個包装食品単位数、または内部の個包装食品単位数のみから成り、構成という語は記載しなくともよい。内部包装を含まない包装済み食品の場合、構成とは正味重量を意味する(記載形式については GB 7718-2011 付録 C を参照)。

#### 4.1.6 製造者および流通業者の名称、所在地、および連絡先情報

4.1.6.1 製造者の名称、所在地、および連絡先情報を記載しなければならない。製造者の名称および所在地は法に従って登録されたものであり、製造者は製品の安全性および品質に責任を負わなければならない。以下の状況の 1 つに該当する場合、表示は以下の要件に従って作成しなければならない。

4.1.6.1.1 法によりグループ会社またはその支社(子会社)が独立した法定責任を負う場合、これらの各名称および所在地を別個に記載しなければならない。

4.1.6.1.2 法によりグループ会社の支社または製造施設が独立した法定責任を負わない場合、グループ会社および支社(製造施設)の名称および所在地、あるいはグループ会社の製造施設のみの名称および所在地を記載しなければならない。製造施設は管理部門に一致する地方自治体に届け出なければならない。

4.1.6.1.3 包装済み食品の製造を認可された契約包装者の場合、契約包装者を認可した会社および製造を委託された会社、あるいは契約包装者を認可した企業の製造施設のみの名称および所在地を記載しなければならない。製造施設は管理部門に一致する地方自治体に届け出なければならない。

4.1.6.2 法により独立した法定責任を負う製造者または流通業者の連絡先情報については、少なくとも以下の事項の 1 つを記載しなければならない: 電話番号、ファックス番号、ウェブ上の連絡先情報など、または郵便番号および所在地。

4.1.6.3 包装済み輸入食品の場合、原産国または地域(香港、マカオ、または台湾)、および中華人民共和国で登録された代理業者、輸入者、または流通業者の名称、所在地、および連絡先情報を記載しなければならない。製造者の名称、所在地、および連絡先情報は記載しなくともよい。

#### 4.1.7 日付表示

4.1.7.1 製造日および保存可能期間を明瞭に記載しなければならない。日付を包装の特定場所に提示する場合はこの特定場所を記載しなければならない。記載日には、記載日の上への貼付、追加、または修正があってはならない(記載形式については GB 7718-2011 付録 C を参照)。

4.1.7.2 保存可能期間および賞味期限を記載した大きな外部包装済み食品に個包装の同一の食品単位を収容する場合、外部包装に記載した保存可能期間の日付は、個包装の食品単位の保存可能期間の最も早い日付で算出しなければならない。外部包装に記載した製造日は、個包装の食品単位の製造日の最も早い日付、もしくは外部包装を販売単位とした日付で算出しなければならず、もしくは、個包装食品単位の製造日および保存可能期間日については外部包装に別個に記載しなければならない。

4.1.7.3 日付コードは、年、月、日の順で記載し、もしくは日付コードの記載順を明示しなければならない(記載形式については GB 7718-2011 付録 C を参照)。

#### 4.1.8 保管条件

食品を保管するための特定条件はラベルに記載しなければならない(記載方式については GB 7718-2011 付録 C を参照)。

#### 4.1.9 食品製造免許番号

食品製造免許番号を記載する必要のある包装済み食品の場合、記載形式については関連規則に従わなければならない。

#### 4.1.10 製品基準コード

国内で製造および流通する包装済み食品(包装済み輸入食品を除く)には製品基準コードおよび決定番号を記載しなければならない。

#### 4.1.11 他の表示情報

##### 4.1.11.1 照射食品

4.1.11.1.1 電離放射線で処理された食品のラベルには、食品名のごく近くに照射食品というマークを記載しな

なければならない。

4.1.11.1.2 電離放射線で処理された材料については材料リストでその旨を明示しなければならない。

#### 4.1.11.2 遺伝子組換え食品

遺伝子組換え食品の表示は、関連法規の規則に従って行わなければならない。

#### 4.1.11.3 栄養表示

4.1.11.3.1 特別食用の食品、ならびに乳幼児用の主食および補助食品には、食品の栄養成分および重量を記載しなければならない。記載方法は GB 13432 に従わなければならない。

4.1.11.3.2 他の包装済み食品で栄養成分を記載する必要がある場合、記載方式は関連する規則基準に従わなければならない。

#### 4.1.11.4 品質等級

食品に関連する製品基準で品質等級が明瞭に規定されている場合、品質等級を記載しなければならない。

### 3) 間接的に消費者に配布される包装済み食品の表示条件

間接的に消費者に配布される包装済み食品の名称、構成、正味重量、製造日、保存可能期間、および保管方法は、前記「2)消費者に直接提供される包装済み食品の表示内容」の要件に従って表示情報表示情報を記載しなければならない。食品表示に記載されない他の情報は規格または契約で明示しなければならない。

### 4) 表示情報の免除

以下の項番は、「包装済み食品の表示に関する一般規則(预包装食品标签通则)(GB77182011)」の項番と合致する。

4.3.1 以下の包装済み食品は保存可能期間日の記載を免除され得る: アルコール含有量が 10%以上のアルコール飲料、固形の食酢、塩、および砂糖、ならびにグルタミン酸ソーダ。

4.3.2 包装済み食品の包装または容器の最大表面積が 10 cm<sup>2</sup> の場合、(最大表面積の算出方法については GB 7718-2011 付録 A を参照)、包装済み食品には、製品の名称および正味重量、ならびに製造者または流通業者の名称および所在地のみを記載すればよい。

### 5) 推奨表示情報

以下の項番は、「包装済み食品の表示に関する一般規則(预包装食品标签通则)(GB77182011)」の項番と合致する。

#### 4.4.1 バッチ識別

製品を識別するバッチ番号を製品要件に応じて記載してもよい。

#### 4.4.2 使用方法

開封方法、消費方法、調製方法、還元方法、および消費者に役立つ他の指示を、製品要件に応じて記載してもよい。

#### 4.4.3 アレルギー

4.4.3.1 以下の食品および製品は、食品材料として用いられる場合にアレルギー反応を引き起こす可能性があるため、認識しやすい名称を材料リストに、あるいは材料リストのごく近くに記載することが望ましい。

- a) グルテンたんぱくを含有する穀物およびその製品(小麦、ライムギ、大麦、スペルト小麦、またはこれらの交配種など)
- b) 甲殻類の動物およびその製品(エビ、ロブスター、カニなど)
- c) 魚およびその製品
- d) 卵およびその製品
- e) 落花生およびその製品
- f) 大豆およびその製品
- g) 乳および乳製品(乳酸を含む)

h) ナッツおよびその製品

4.4.3.2 上記の食品またはその製品を加工中に導入する場合、その旨を原料リストの近くに明示しなければならない。